

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

2. 大気環境等の保全と対策

(3) アスベスト対策の推進

② 適正な除去処理等に関する啓発・指導

(1) 事業目的

建築物の所有者や施工業者等を対象として、アスベストとその対策に関する正しい知識を普及啓発することを目的とします。

(2) 取組状況

パンフレットやホームページ等の広報媒体の活用等を通じて、適切な吹付けアスベスト等の除去や、適切な解体等が行われるように、建築物の所有者や施工業者等に広く普及啓発を行っています。

(3) 参考情報

島根県ホームページ（アスベスト対策）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/asbest/>

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 環境政策課	0852-22-6379